

外国人住民の方の登録できる印鑑・できない印鑑

在留カードや特別永住者証明書に記載されている氏名の印鑑を登録することができます。

※住民票に通称名を登録している人はその通称の印鑑を登録することもできます。

漢字圏以外の方

氏名	SMITH JOHN
通称	龍崎 ジョン
登録しているカタカナ表記	スミス ジョン
登録できる印鑑	
氏・名を刻印したもの	
氏のみを刻印したもの	
名のみを刻印したもの	
通称名を刻印したもの	 
カタカナ表記	  

漢字圏の方

氏名	朴 長春
通称	龍崎 長春
登録できる印鑑	
氏・名を刻印したもの	
氏のみを刻印したもの	
名のみを刻印したもの	
通称名を刻印したもの	 

登録できない印鑑

- ①氏または名の一部を組み合わせて刻印したもの（頭文字のみも不可）

- ②氏名と通称を組み合わせて刻印したもの

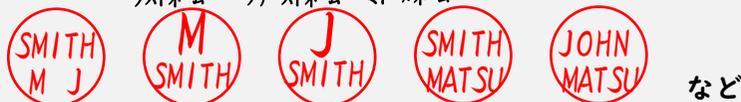
- ③ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネーム全てをイニシャルで刻印したもの
例) SMITH JOHN MATSU

- ④ミドルネームだけを刻印したもの


※ミドルネームのある方で、ラストネーム（氏）が全部あれば、ファーストネーム（名）、ミドルネームはイニシャルでも差し支えない。また、ラストネーム（氏）、ファーストネーム（名）のうち一つでも全てが刻印されているもの。

例) SMITH JOHN MATSU

ラストネーム ファーストネーム ミドルネーム



〈注意事項〉

- ・国籍が漢字圏（韓国、朝鮮、中国、台湾）の人はカタカナの印鑑は登録できません。
- ・国籍が漢字圏の人で漢字の印鑑を登録する場合は、在留カード等に漢字氏名が記載されている必要があります。
- ・住民票に通称名を登録している人はその通称での印鑑を登録することができます。